

令和2年度
環境対応車導入促進
助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人奈良県トラック協会（以下「協会」という。）の会員事業者が環境対応車を導入した場合、購入費用の一部を助成することとし、もって会員の行う環境対策事業を奨励するとともに経営安定の一助に資することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成対象事業者は、協会会員で会費の滞納がない事業者とする。

(事業期間)

第3条 本要綱に定める助成事業は、令和2年4月1日から令和3年2月26日までとする。ただし、予算額に達し次第、本助成事業は終了する。

(対象車両)

第4条 車両総重量2.5トン超の下記各号の車両のうち、令和2年4月1日から令和3年2月26日までに奈良県内で登録が完了する車両を助成対象とする。

(1) 天然ガス自動車

(2) ハイブリッド自動車

(3) 天然ガス自動車（使用過程にあるディーゼル車からの改造）

2 前項の第1号及び第2号は初度登録の車両を対象とする。

3 車両総重量25トンクラスの大型天然ガス自動車は公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）が単独で助成する。

4 第1項各号の導入にあっては国の補助金を併用することを条件とする。ただし、全ト協が別に定める条件に該当する場合はこの限りではない。

(助成金額)

第5条 助成金額は、全ト協が別表に定めるものとし、1社あたりの助成上限台数はない。

(導入方法)

第6条 買取り、リース、割賦いずれについても助成対象とする。

(交付申請)

第7条 会員事業者は、車両を登録する前に「環境対応車導入促進助成金交付申請書」（5枚複写）を使用し、令和2年4月1日から令和3年1月29日までに協会へ申請しなければならない。ただし、4月から6月の登録車両に限り登録後の申請を認めることとし、その受付は7月31日までとする。

(交付決定)

第8条 協会は、全ト協環境対応車導入促進助成金交付要綱第7条に基づき、全ト協から交付決定通知を受けたときは、買取り及び割賦導入にあつては事業者に対し、リース導入にあつては事業者及びリース会社にこれを通知する。

(実績報告及び助成金の請求)

第9条 会員事業者は、環境対応車導入事業が完了したときは、速やかに、購入及び割賦による導入にあつては様式1「環境対応車導入促進助成金請求書」をリースによる導入のときは様式2「環境対応車導入促進助成金実績報告書」を協会に提出しなければならない。

2 リース事業者は、契約先の環境対応車導入事業が完了したときは、速やかに、請求書を協会に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第10条 協会は、前条に規定する請求又は報告があつた場合には、その内容を精査し、当該車両が買取り及び割賦による導入のときは、会員事業者に対して、リースによる導入のときは、事業者のリース契約先に対して、額の確定を通知し、助成金を交付する。なお、リース事業者は交付された助成金を事業者に対して確実に還元すること。

(申請内容の変更・取下げ)

第11条 会員事業者は、交付決定後、申請内容を変更するときは、速やかに、様式3「環境対応車導入促進助成金交付申請変更届出書」を協会に提出しなければならない。

2 会員事業者は、交付決定後、交付を辞退するとき、又は、事業の遂行が困難となったときは、速やかに、様式4「環境対応車導入促進助成金交付申請取下届出書」を協会に提出しなければならない。

(処分制限)

第12条 会員事業者は、交付対象となった車両が初度登録の日から起算して次に掲げる法定耐用年数を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、売却、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ協会の承認を得た場合はこの限りではない。

- 1 最大積載量2トン以下の事業用トラック 3年
- 2 最大積載量2トン超の事業用トラック 4年

(交付決定の取消しと助成金の返還)

第13条 会員事業者は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した車両を管理しなければならない。

2 会員事業者又は助成金の交付の対象となった車両が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、協会及び全ト協は当該車両に係る助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、前条に規定する法定耐用年数を経過したとき以降に発生したものについてはこの限りではない。

- (1) 助成金の交付の決定の内容もしくはこれに付した条件、その他法令もしくはこれに基づく処分に違反したとき。
 - (2) 事故又は火災等により当該車両が使用できなくなったとき。
 - (3) 差し押さえ又は競売等により当該車両が使用できなくなったとき。
 - (4) 事業者が協会を退会したとき。
- 3 前項の場合において、当該取消し等に係る助成金が、既に会員事業者へ交付されているときは、協会及び全ト協は、会員事業者に対し期限を定めてその返還を求めることができる。

第13条の2 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、買取りによる導入の場合は会員事業者に対し、リースによる導入の場合は事業者の契約先のリース事業者に対し、既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他協会が定める事項に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(報告の義務)

第14条 助成金の交付を受けた会員事業者は、協会が必要と認める場合には、所要の報告をしなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるものとする。

- 2 この要綱に定めのない事項は全ト協が定める要綱の規程を準用する。

(附 則)

1. この要綱は、令和2年4月1日より適用する。